平成２８年（フ）第２２０号
岩手県釜石市大字平田第２地割25番地20　雇用促進住宅２―208号
債務者　小野寺惠吾
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２４８号
盛岡市月が丘２丁目15番１―508号、旧住所盛岡市高松１丁目８番18―205号
債務者　及川　　玲
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２４９号
群馬県前橋市朝倉町４丁目23番地１　Ｔハイツ　102号
債務者　竹下　大輔
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１９２号
群馬県藤岡市岡之郷1364番地１　イシカワヒルズ２―102
債務者　伊藤江里香
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５４号
新潟県三条市月岡１丁目15番12号　月岡サウスホームズ101号
債務者　馬場百合子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第７号
愛知県一宮市妙興寺２丁目１番８号　タウンパークサイドＡ―101号
債務者　黒木真由美
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２９号
京都府舞鶴市字森301番地56
債務者　前田江美子（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２９年（フ）第４８６号
堺市東区南野田560番地２
債務者　岩見　恵美
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８６６号
大阪府羽曳野市野々上１丁目９番４号
債務者　西脇　梨絵（旧姓井原）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８７０号
堺市堺区向陵東町１丁８番18号　ハイクオリティー向陵301号
債務者　淺井　哲也
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８８２号
大阪府藤井寺市小山新町１番16号
債務者　リトルキッチンことリトルプラントこと　平岡　義史
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８８３号
堺市東区高松318番地９
債務者　古井　三栄
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８８５号
大阪府松原市天美南２丁目124番地の６
債務者　鈴木　玲子（旧姓角南）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８９５号
大阪府高石市取石５丁目３番３―402号
債務者　中井　利奈
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９３３号
堺市堺区西湊町３丁３番32号
債務者　池野　昌行
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
和歌山市三沢町４丁目12番地２　高千穂第４団地804号室
債務者　岡田設備こと　浦　　健治
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２５１号
和歌山県岩出市相谷183番地の12
債務者　平山みさ子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２５４号
和歌山市有本706番地17　セジュールＹＯＵ203号、前住所和歌山市有本356番地２
債務者　原　　宏
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係